資料２－１

提　出　議　案　一　覧　表

議案番号	件　　名
第１号議案	地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について
第２号議案	地震・津波等災害防災対策の充実強化について
第３号議案	福祉・保健・医療施策の充実強化について
第４号議案	都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について
第５号議案	教育・文化施策の充実強化について

第１号議案

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（東　海）

都市自治体は厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を進める一方、地域の特性を活かし個性豊かな魅力ある都市経営に取り組んでいる。真の地方分権改革を一層推進していくため、さらなる地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方創生の実現に向けた財政措置について

(1) 地方創生を実現するため、必要財源を継続的に確保するとともに、新型交付金については、地域の実情に応じ効果的に活用できるよう、自由度の高い制度とすること。

(2) 平成の大合併を経て広域化した都市自治体内における地域間連携による地方創生の取組について、支援制度を拡充すること。

(3) 超低金利政策を背景に高金利の公債費を抱える地方財政において、公債費負担の軽減を図るために、平成２４年度に終了した公的資金補償金免除繰上償還制度を再度構築すること。その際は、特定被災地方公共団体に限らず、すべての団体を対象とするなど、適用要件を緩和するとともに、必要に応じて公的資金による借換債が発行できるよう条件を緩和すること。

(4) 公共施設等の除却や長寿命化に係る財政措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく既存施設等の除却や計画にない公共施設の除却、同一敷地内の移転改築による公共施設の除却、その他修繕・更新・新機能付加などの長寿命化対策などについても財政支援措置の対象とすること。

(5) 都市自治体が子育て支援等の社会保障施策を充実するため、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増額分については、普通交付税を減少・相殺することのないよう、地方交付税の基準財政収入額に全額算入しないこと。

(6) 合併後１５か年度とされた合併特例債の適用期間について、現下の建設事業を取り巻く状況に鑑み、更なる期間延長の措置を講じること。

(7) 地方の債務を減少し財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく広く交付税措置するなどの支援制度を

構築すること。

(8) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応すること。

(9) 地方財政に影響する一方的な地方税の国税化は地方分権改革の流れに相反するものであり、国・地方が十分協議のうえ地方財源の充実に資すること。また、償却資産課税については、都市自治体が都市基盤をはじめ企業の投資環境整備、国内産業や雇用創出の支援のための財源であり、特例による減免期間終了後は、本来の課税制度とし、これを堅持すること。

(10) 要望額に基づく国庫補助金等の交付については、国庫補助金や交付金の趣旨、制度を踏まえて全額交付を行うこと。やむを得ず国庫補助金等の交付決定額が要望額を下回る場合は、都市自治体に対して当初予算編成後に新たな予算確保が生じないよう事前通知などの情報提供を行うこと。

２．地方分権改革の推進について

(1) 「地方分権改革に関する提案募集」などによる都市自治体からの提案を真摯に受け止め、平成２７年度中に検討を行うなどとされた提案についても早期実現を図り、更なる義務付け・枠付けの見直しや権限移譲を進めること。

(2) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。

(3) 権限移譲については、都市自治体の地域の実情に合った特色あるまちづくりが可能となる包括的なものとし、都市規模や状況に応じて積極的かつ機能的に移譲を進めること。

(4) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、戦略を策定した自治体については、事業への交付金の担保と、地域再生法に基づく地域再生計画の策定を免除すること。また、地域間連携を積極的に推進していく方向性が示されていることから、国や関係機関等の連携や市町村の広域的な連携の促進を検討すること。

３．社会保障・税番号制度に係る財政措置について

(1) 社会保障・税番号制度のシステム導入及び個人番号カード交付等運用に係る経費については、公平な社会保障制度の基盤を確立するための国家的な情報基盤整備事業であることを踏まえ、国が継続的に全額財政措置すること。

(2) システム改修に係る経費については、地域の実態に即し財政措置を講じるとともに、情報セキュリティ対策については、総務大臣通知により抜本的な強化が示されており、全国統一の総合的な取組を推進するためにも、対策にかかる経費については国による財政措置を講じること。

４．日本版ＣＣＲＣ推進に係る財政支援について

「生涯活躍のまち」構想による地方への高齢者移住の推進については、都市自治体の負担増とならないよう、受け入れに要する環境整備や想定される社会保障費の波及増分などに対し、十分な財政措置を講じること。

5．土地利用に係る規制緩和について

農業振興地域農用地区域内の土地利用について、農地制度の改正後も関係法令等の規制や国等の関与があり実質的に農地転用が困難な中、交通の利便性に恵まれるなど新たな産業や交流拠点の形成が可能な地域においては、地域の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう、抜本的な規制緩和や法令改正や権限移譲を行うこと。

6．固定資産評価基準の見直し等について

土砂災害（特別）警戒区域の指定を受けた固定資産について、地域の実情に応じ、円滑かつ公平公正な固定資産評価を行うため、国において補正に係る指針を設けるとともに、補正による固定資産税の減額分を交付税によって補てんすること。

7．法人税の見直しについて

法人実効税率を引き下げる場合には安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。

8．住民税の特別徴収義務者の納入事務の負担軽減について

特別徴収された住民税の納付について、所得税に比べ納入事務が煩雑であることから多くの特別徴収義務者から改善要望があるため、住民税特別徴収の納税環境を整備し、特別徴収義務者の負担を軽減するよう制度を見直すこと。

9．ふるさと納税について

ふるさと納税ワンストップ特例制度における、所得税控除相当額の減収分について、都市自治体の負担が増大することがないよう、地方特例交付金により財政措置を講じること。

１０．ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されおり、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

１１．「家族の時間づくりプロジェクト」の推進について

国土交通省観光庁が観光振興・地域活性化を目的とし取り組んでいる「家族の時間づくりプロジェクト」の事業は、労働者の休暇取得を促進し、働き方やワークライフバランスを見直す機会を提供するものであり、全国各地へ拡大するよう啓発や対策を講じること。

１２．市町村の実情に応じた国勢調査の実施について

住環境や社会状況の変化に伴い、国勢調査を取り巻く環境は厳しいものとなっており、特に共同住宅の調査は非常に困難を極めているため、管理者が居住者に対して調査を実施するよう法令等を改正すること。また、事務が複雑化しており、調査員、指導員及び市町村の意見等を反映した国勢調査とするよう検討すること。

１３．国政選挙の選挙執行経費について

国政選挙に係る経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、国政選挙執行に対する交付金が減額され経費不足が生じていることから、実情を踏まえ都市自治体の負担とならないよう適正に算定基準の見直しを行うこと。

第２号議案

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（東　海）

多大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や頻発する局地的豪雨などの自然災害、原子力災害等の脅威から住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した、東海地区全域における防潮堤や水門など、津波対策施設の整備は喫緊の課題であり早急に整備すること。

また、海岸地域の防災林の盛土整備など、津波防護に係る整備に対して財政措置の拡充を講じること。

(2) 耐震性を有しない農業水利施設の防災・減災対策を推進するため、一層の財政措置を講じること。

(3) 都市自治体が管理する河川に設置している排水機場の更新や農村地域防災減災事業における既存の排水機場への非常用発電設備の設置について財政措置を講じること。

(4) 木曽三川下流域は日本最大の海抜ゼロメートル地帯であり、南海トラフ巨大地震では甚大な被害が想定されている。堤防の耐震強化の早期完成のために、平成２７年度で終了した全国防災事業に見合った財政措置を平成２９年度以降も講じること。

２．緊急防災・減災事業の継続実施について

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりの財源となる「緊急防災・減災事業債」の起債措置については、平成２８年度までとなっているが、都市自治体においては大規模かつ長期的な事業の取組が必要であることから、国は平成２９年度以降も継続して財政措置を講じること。

３．原子力発電所再稼働に関する意見聴取等の法制化について

原発再稼働に関する地元同意等は、法的根拠やルール化のない状況で進められているため、地元同意や事前説明・意見聴取に係る法制度を早急に整備すること。

４．消防体制の充実強化について

消防団の機能強化に係る消防ポンプ自動車の整備・更新等に要する経費について、交付税措置等による財政支援を拡充すること。

5．女性防火クラブ等の防火防災団体に対する財政支援について

地域の防災力を向上させることに大きく寄与することから、女性防火クラブ等の防火防災団体を活性化させ、より積極的に活動できるようにするため財政支援を講じること。

6．木造住宅耐震補助の拡充について

木造住宅耐震改修について、社会資本整備総合交付金の上乗せ措置は平成２８年度に廃止されるため、制度を復活させ財政措置を講じること。

第３号議案

福祉・保健・医療施策の充実強化について

（東　海）

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、効率的かつ効果的な福祉・保健・医療施策の一層の推進が求められる。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険の実現のため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、医療保険制度の一本化までの間、安定財源を確保するとともに低所得者層などの負担軽減を図るため、さらなる国庫負担率の引上げなど財政措置の充実強化を図ること。

(2) 激変緩和など、都道府県単位化後の制度の詳細を決定するにあたっては、市町村と十分な協議を行ったうえ制度設計を行うとともに、地域住民への周知期間や実施主体の準備期間を十分に設定することとし、速やかな情報提供を行うこと。

(3) 子育て世代の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減すること。

(4) 市町村国保を将来的に運営していくために、著しく高額な医療費が長期に及ぶような特定の疾病等が発生した場合における、国、都道府県、市町村及び被保険者の負担のあり方について検討すること。

(5) 子ども医療費などの地方単独福祉医療の実施に伴う、国民健康保険に係る療養給付費負担金及び福祉医療費助成の現物給付化を実施する自治体に対する普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

２．介護保険制度について

制度の円滑な運営と適切・公平な費用負担の観点から、障害者施設等の介護保険適用除外施設を退所し介護保険施設に入所した者については、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるよう、住所地特例の取扱いを見直すこと。

３．少子化対策について

(1) 全国の自治体で単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

(2) 不妊症・不育症治療費については保険適用となる治療・検査が限定されており、治療が長期にわたることも多く経済的な負担が大きくなっているが、少子化対策は国の責務であり、人工授精治療などを含めた不妊症・不育症治療費における保険適用範囲の拡大を図るとともに、保険適用されない治療費に係る補助制度を創設すること。

(3) 多子世帯の保育料について、平成２８年度から低所得者を対象に保護者の負担軽減を図ることとしているが、少子化対策として十分効果あるものとなるよう所得制限を撤廃すること。

(4) 待機児童を抱える自治体の子育て支援のために、公立保育所の新築、増築及び改築に対して国庫補助金制度を創設するとともに、公立保育所の移譲を受けた学校法人が行う施設改修についても、社会福祉法人と同様に保育所等設備支援事業の補助対象とするよう制度拡充すること。

(5) 保育士の確保及び処遇改善を図るため、勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど人材確保について支援するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「保育所等における准看護師の配置に係る特例について」により、中学校卒業でも資格が修得できる准看護師の勤務が認められることから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に規定されている「放課後児童支援員」研修に中学校卒業者が受講可能となるよう制度改正すること。

４．障がい者支援施策の充実について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、国の補助額は法定額を下回っており、国においては、実経費を補助金の算定基準とするよう財政措置を講じること。

(2) 保育所に入所している自閉症や発達障がいがある児童などの支援のための加配保育士に係る財政措置について、地方負担額を軽減するとともに国庫補助金で措置すること。

(3) 障がいがある人が地域で生活するために必要不可欠である「生活介護」や「短期入所」サービスが充実するため、都市自治体や社会福祉法人等の福祉サービス施設整備に係る社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を拡充するとともに、各自治体の整備計画に対応できるよう十分な財政措置を講じること。

(4) 平成２８年度から施行される障害者差別解消法や改正雇用法において、地方公共団体や事業主に義務付けられる障がい者の特性に応じた職場環境の整備など、「合理的配慮」の提供等に対する財政措置を講じること。

(5) 手話奉仕員養成研修の修了者が円滑に手話通訳者養成研修を受講できるよう、

国がステップアップのためのカリキュラムやテキストの作成、講師養成を行い、都道府県がブロック単位等で研修を実施するような手話通訳者育成制度を創設すること。

5．地域改善対策及び人権施策の推進について

基本的人権を尊重していくために、「人権教育及び人権啓発に関する法律」を真に実効性のあるものにしていくとともに、人権侵害被害者の救済に関する法律を早期に制定すること。

6．地域包括ケアシステムについて

在宅医療介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築については、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

7．地域医療の充実と医師等の確保対策について

(1) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等解消のため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成を図ること。また、基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と医師の適正配置を制度化すること。

(2) 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師の育成及び充実を行うこと。

(3) リスクの高い妊婦が安心して分娩できる環境を継続していくため、周産期医療を担う地方の二次救急病院の産科医師確保と育成及び医師の地域偏在を解消するための取組を行うこと。

(4) 自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、自治体への就業についての広報等の働きかけを行うこと。また、保健師等専門職員の人材バンク等制度を創設すること。

(5) 消費税率の引き上げにより病院事業の消費税負担額が増大し、病院経営に大きな影響があるため、医療機関に係る消費税制度について、これまでの「診療報酬に上積み」することでは問題の根本的な解決にならないため、制度の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

8．予防接種及び検診事業等の拡充について

(1) 国民の生命と健康を守り、医療費を将来的に抑制する国策として、定期予防接種費用を全額国庫負担とすること。

(2) 先天性風しん症候群を予防するため、予防接種が必要となるすべての人が接種を受けることができるよう全国共通の風しん予防接種費用制度を創設すること。

(3) 都市自治体が実施するがん検診事業について、ピロリ菌検査やＨＰＶ検査等の導入など検査方法や国庫補助対象を拡充し、がん対策の一層の充実を図るための財政措置を講じること。また、胃がん、乳がんの集団検診について、医師立ち合

いを必要としない方法に見直すこと。

(4) 子宮頸がん、乳がん及び大腸がんを対象とした「がん検診推進事業」について、安全性と有効性を確保しつつ継続実施するとともに、胃がん、肺がん等も対象となるよう検診種別・対象経費等を拡充すること。

(5) 補助対象年齢が検診対象年齢の初年度と過去の節目年齢の未受診者となっている子宮がん、乳がん検診無料クーポン券対象者を、過去の受診歴に関係なく市民にわかりやすい５歳ごとの節目年齢とすること。

(6) 妊婦健康診査の公費助成に係る費用を普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる国による負担制度にすること。

(7) 歯周疾患の予防に向けた取組が全身の健康保持に極めて有効であることから、健康増進法に基づく歯周疾患事業の補助対象を２０歳から７０歳までの５歳刻みの年齢に拡充すること。

９．無料低額調剤について

医薬分業政策により院外処方が第二種社会福祉事業の対象とならないため、無料又は低額な料金で調剤を行う薬局に対しても制度の対象となるよう法整備を行うこと。

１０．生活保護制度について

(1) 生活保護に係る財源負担については、憲法に基づき国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担を含めた抜本的な制度改革を行うこと。また、不正受給の防止などの制度の適正運用の周知に努めるとともに、制度見直しについては、都市自治体の意見を十分に反映させること。

(2) 生活保護費の約半分を占める医療扶助費は増加の一途であるため、国庫補助率の引上げや医療扶助制度に関する抜本的な見直しを行うこと。

(3) 無料低額宿泊所の事業開始に対しては、事前許可制度を導入するとともに、設備・運営基準等の明確化など法令を整備すること。

１１．後期高齢者の保険料特例軽減について

後期高齢者医療保険料の特例軽減措置について、平成２９年度から原則的に廃止していく方向性が示されているが、制度創設時に高齢者負担の軽減策として導入された措置として定着しており、本来の趣旨に沿って適切に支援措置を継続すること。

１２．公的病院に対する財政措置の拡充について

平成２７年３月に新病院建設に係る病院事業債の地方交付税の算定単価が見直されたが、建設費の高騰等により実勢価格に追いついていない状況にあり、実勢価格に対応した建築単価の上限設定となるよう地方交付税措置を拡充すること。

１３．国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務を日本年金機構に統一し、一元化すること。一元化までの間は機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置できるよう改善すること。

第４号議案

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（東　海）

住民が安心・安全に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤整備及び産業振興施策の充実強化が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．社会基盤整備に対する財政支援について

(1) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、災害に強い都市基盤の構築と地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう、地域の実情に即した適切な財政措置を講じること。

特に幹線道路網をはじめ、河川、市街地再開発等の整備事業について、計画的な事業の執行に支障をきたすことのないよう十分な予算を確保するとともに、点検、修繕等のメンテナンスサイクルに対する技術支援を拡充すること。

(2) ５年に１回の点検が義務付けられたトンネル、橋梁その他道路を構成する施設など都市自治体が管理する道路構造物等の安全確保や長寿命化を図るため、メンテナンスサイクルに合わせた点検、修繕等に対する支援制度の充実及び予算を確保すること。

(3) 社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において、緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、十分な安全を確保する必要性があることから規模要件を緩和すること。

(4) 社会資本整備総合交付金の狭あい道路拡幅整備事業について、狭あい道路の解消は良好な住宅環境の形成を図るほか、防災においても重要な役割を果たすことから事業を継続すること。

(5) 都市自治体の活力及び安全と利便性の確保のための道路ネットワークの形成に必要な財源を充実強化すること。

(6) 集中豪雨や宅地化により増加した排水に対する河道整備等を推進するため、都市自治体が管理する普通河川も、社会資本整備総合交付金の対象となるよう制度を見直すこと。

２．道路橋梁事業の整備促進等について

(1) 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路、国道１号潮見バイパス）について整備促進を図ること。

(2) 地域の発展と安全安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(3) 慢性的な交通渋滞の解消や地域経済活動の活性化が期待されることから、国道１５０号バイパス（榛南・南遠幹線）の未着手区間について、早期の事業着手を図ること。

(4) 海抜ゼロメートル地帯における災害時の避難経路や救助活動の主軸となるという観点からも吟味され、一宮西港道路の事業化を一刻も早く行うこと。

(5) 産業創出や雇用拡大等の地域活性化に大きな期待が寄せられている東海環状自動車道の西回り区間の早期完成を目指し、事業促進を図ること。

(6) 岐阜・西濃圏域を結ぶ産業経済の大動脈として重要な路線である国道２１号の６車線化の整備促進と、岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。

(7) 災害復旧時の緊急輸送道路や東海北陸自動車道等のう回路としても重要な国道４１号の防災安全及び雨量規制解消が図られるよう、早期整備を図ること。

(8) 渋滞の解消や緊急輸送網の確保、観光産業の推進のため、国道１号伊勢大橋の架け替えを含む桑名東部拡幅事業、北勢バイパスの早期整備、国道２３号中勢バイパスの全線を早期に供用すること。

(9) 熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備と近畿自動車道紀勢線を一体的に早期事業化すること。

(10) 名神名阪連絡道路の早期事業着手、国道１６７号磯部バイパス及び鵜方磯部バイパスなど伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。

３．ダム建設、河川等整備事業の整備促進について

(1) 木曽川水系河川整備計画に基づく護岸等整備の推進と洪水対策に有効な新丸山ダム本体着工を、早期実現すること。

(2) 川上ダム建設事業の早期本体着工を図るとともに、事業費の縮減により利水負担金の軽減及び下流域の遊水地事業の促進や河床掘削を推進すること。

(3) 一級河川について、河川整備計画に基づく改修を促進すること。

４．港湾整備事業等の整備促進について

(1) 多目的国際ターミナルの機能向上を図るバースの整備など港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靭化の取り組みをすること。

(2) 大規模災害発生時に生じる広域瓦礫の処分先について、御前崎港西埠頭地頭方を受け入れ先とすることで、広域瓦礫の迅速な処分が可能になるため、御前崎港

西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸を整備すること。

(3) 第６次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備を早急に実施するとともに、完成自動車保管用地及び積出用地の整備、並びに三河港のアクセス強化及び企業立地促進のための臨港道路の整備や岸壁の整備等、自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備に係る財政措置を講じること。

５．海岸対策について

(1) 浸食が進んでいる海岸について、ダム上流側に堆積している土砂を下流側に流出させる事業やダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

(2) 老朽化等の進む海岸堤防について、国直轄海岸保全施設整備事業の早期完了を図ること。

６．土地利用制度等の見直しについて

(1) まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた新たな都市計画制度等の設計について、国と地方の協力により推進すること。

(2) 工業用地に転用する際の農地法（農地転用）及び農振法（農用地区域除外）の基準を緩和するとともに生産性の低い農地については基準を見直すこと。

(3) 地域の実情に応じた市街化調整区域の開発を行うために、開発許可権限が移譲された都市自治体は、開発設置審査会が設置できるよう、開発審査会の設置基準を緩和すること。

７．リニア中央新幹線の事業推進について

リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業を実現するための具体的方策を早急に示すとともに、周辺整備やアクセス道路の整備等に係る都市自治体への財政支援を拡充すること。また、名古屋以西については災害リスクへの備えとなる三重・奈良ルートとするとともに、中間駅の概略位置を決定し公表すること。

８．新幹線関連事業の整備促進について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題として、東海道新幹線「静岡空港駅」設置が早期実現するよう、関係者への強い働きかけをすること。

９．地方鉄道等に対する財政支援措置の充実について

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費について、事業者が計画的に事業実施できるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る現行の補助対象・補助率の維持・拡充を図るための財政措置を講じること。

(2) 地域鉄道事業者に対する運行費補助制度を創設するとともに、「維持・管理費」

への財政支援を行うこと。

(3)「定期券エコポイント制度」等利用促進事業を創設すること。

(4) 地域の実態に応じた持続可能な地域公共交通を確保・維持するための財源措置の上乗せと乗合バス事業者を対象とする地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の支払いについて、零細企業に対する概算払いの取り扱い規定を設けること。

１０．デマンド交通に係る財政支援について

地域住民のニーズに応じて柔軟に運行するデマンド交通を安定的に維持するため、平成２８年度に引き下げられた地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助額を見直し、財政措置を充実すること。

１１．生活環境整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充若しくは人口要件の緩和を図ること。

(2) 一般廃棄物処理施設整備事業に対する循環型社会形成推進交付金制度について、年度当初から交付申請額を満額交付するよう確実に措置するとともに、市町村合併や、老朽化等による廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

(3) 公共住宅の建設・維持管理等行政コストの削減や民間賃貸住宅の空家発生の緩和が図られることから、民間賃貸住宅を活用した低所得者への家賃補助制度を創設すること。

１２．産業廃棄物の適切な管理及び処理に向けた法整備について

廃棄食品の不正流通の防止等を図るため、産業廃棄物の管理及び処理の適正化に向け、必要な法整備をすること。

１３．水道施設整備事業について

(1) 重要なライフラインである水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良等が促進されるよう、老朽管更新事業や重要給水施設配水管事業の補助制度の補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

(2) 小規模な複数の簡易水道を統合した上水道事業及び上水道と統合した小規模な旧簡易水道地域事業について、引き続き簡易水道事業と同等の財政支援をすること。

(3) 水道水源施設開発等施設整備事業費の国庫補助金について、資本単価が９０円／㎥以上という要件をはじめ採択基準を緩和するとともに、補助制度を拡充すること。

１４．下水道施設整備事業等について

(1) 下水道施設の更新・災害対策等の確実な実施のため、国庫補助について、当初から要望額を満額交付するとともに、補助率の引上げ等の財政措置の拡充を行うこと。

(2) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。

(3) 下水道事業経営の存続・安定化を図るため、地方財政措置の期間対象要件である「供用開始後３０年未満」を撤廃すること。

(4) 下水道事業経営の安定化及び下水道汚泥の資源化を図るため、再生利用施設の運用に係る財政支援制度を創設すること。

１５．合併処理浄化槽設置整備事業について

個別合併処理浄化槽や宅地開発による民間団地等で設置された大型合併処理浄化槽は、老朽化等から早期の施設の更新・改修が必要となっており、民間事業者を補助対象とするなど補助要件の緩和や補助率の嵩上げなど補助金制度を拡充すること。

１６．し尿処理施設の更新に係る財政措置について

二酸化炭素削減性能が高い設備機器を既に有するし尿処理施設を更新する場合、現行制度では国庫補助事業の対象外となるため、経年劣化による更新費用に対する補助制度を創設すること。

１７．伊勢志摩サミット開催を契機とした観光施策の推進について

先進国首脳会議「伊勢志摩サミット」の開催は、日本各地の魅力を発信する好機となっており、今後開催される国際会議等において都市自治体が取り組む諸事業や観光推進に向けた環境整備事業等に対して財政支援措置を講じること。

１８．農業振興施策の充実強化について

(1) 都市自治体が独自で実施しているＴＰＰ関連の支援策に対して、交付税措置などによる財政支援を図ること。

(2) 平成２７年度に農作業道、農業用排水路など農業基盤の整備に対する国の財政支援措置が大幅に縮減されており、農業競争力強化や施設の老朽化対策の観点からも平成２９年度以降、整備計画等に基づいた国の財政支援を行うこと。

(3) 中山間地域における農業生産の低コスト化、高生産性農業を促進するとともに、競争力のある「攻めの農業」の展開に向けて、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保するとともに、中山間地域総合整備事業に係る財政措置を充実すること。

(4) 農地の集積・集約を円滑に推進するため、機構集積協力金交付事業について、都道府県間での取扱いに差異が生じることのないよう、交付対象基準を明確化するとともに、交付要件の緩和や借り手に対する協力金の充実など、十分な予算を

確保すること。

(5) 農業・農村多面的機能支払制度における継続的・安定的な事業活動を促進するため、交付金単価が減少することのないよう、十分な財源を確保すること。

(6) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を創設すること。

(7) 農林水産統計年報の市町村別データについて、市町村の第１次産業の振興や地域資源を活かした自治体運営等のため、全国統一基準での統計調査の実施及び市町村別の統計データを公表すること。

１９．林業施策の充実強化について

(1) 施業集約化、路網整備、条件不利地等の森林整備を促進するとともに、林業の成長産業化に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業の予算確保及び主伐経費に対する支援措置や通常植栽経費に対する国の補助率を拡充すること。

(2) 山腹崩壊等危険地の災害防止や森林等保全対策を早急に実施するとともに、流域全体を見据えた計画的・効率的な治山事業の予算を確保すること。

(3) 木材需要及び木材価格の安定と改善のため、木造住宅建設促進施策等の財政措置を拡充すること。

(4) 林業の成長産業化を担う人材の確保・育成に係る事業の拡充を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

２０．鳥獣被害防止対策の拡充について

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、侵入防護柵の整備及び捕獲活動経費に係る直接支援など地域での取組が継続して進められるよう被害の防止について抜本的な取り組みを行い、鳥獣被害防止総合対策をさらに充実強化し、必要な財政措置を講じるとともに、捕獲助成金の増額、防草シート等被害防止施設や焼却処理施設の整備等に係る財政支援を拡充すること。

また、侵入防護柵設置の交付要件である費用対効果分析は農家への過度な負担となっており、早急に見直すこと。

(2) 野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等利活用に対する直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等事業強化を推進するとともに、さらなる財政支援を講じること。

２１．コミュニティ施設整備について

地縁組織や地域運営組織等の各種団体の活動拠点となるコミュニティ施設の整備を促進し、地域活性化を図るため、その整備に係る財政措置を講じること。

２２．高レベル放射性廃棄物の最終処分について

高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る課題に対し、主体的立場で早期解決に向けた取組みを加速させること。また、科学的有望地の選定にあっては、都市部

を含めた検討を行い、提示する際には立地地域に対して迅速な情報提供を行うこと。

２３．亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度の創設について

安全な市街地の開発・まちづくりを進めるためにも、亜炭廃坑処理を実施する団体に対し、調査、充填工事等に必要な費用に対する支援制度を創設すること。

２４．プラスチック製容器包装リサイクル制度の見直しについて

容リ協が実施している再商品化費用の支払いについて、事業者責任の強化・明確化を図り、収集運搬と中間処理に係る費用を事業者負担とすること。

また、住民の分別作業と市町村の中間処理の負担軽減を図るため、リサイクル方法に応じた分別基準を定めるとともに、自治体がリサイクル方法を柔軟に選択できる仕組みを確立すること。

２５．スプレー缶やカセットボンベの処理について

都市自治体が過度の負担をすることがないよう、スプレー缶やカセットボンベの製造元並びに販売店等業界に対し、安全に配慮した使用方法と併せ、使用後の適切な処理及びリサイクル方法について消費者に周知させるとともに、業者による製品回収を義務付けること。

２６．民間建築物のアスベスト対策について

住宅・建築物安全ストック形成事業等による民間建築物におけるアスベスト含有調査及び除去に対する補助は、それぞれ平成２９年度末と３２年度末とされているが、地域の利用実績等を踏まえ、補助期限を延長すること。

２７．市街地再開発事業等の促進について

市街地再開発事業等における都市・地域再生緊急促進事業及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業について、財政支援の継続・拡充を図ること。

２８．火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

高齢化や大規模災害に対応するため、火葬場の施設整備、維持管理・修繕に伴う国庫補助制度を創設すること。

２９．再生可能エネルギー発電設備の設置事業者に対する規制強化について

改正再エネ特措法の運用にあたって、既に設置された再生可能エネルギー発電設備の発電事業者も含め、関係法令等を遵守していない発電事業者に対して、改善命令や認定の取り消しが可能となる仕組みとすること。

３０．地熱・地中熱等の利用促進対策について

官民一体による低炭素社会の創出に向け、再生可能エネルギーの加速度的な普及促進を図るため、家庭用も含め、地熱・地中熱等を利用した設備導入に関する国庫補助制度の採択基準の要件緩和や財政措置の拡充を図ること。

３１．山岳トイレの整備について

(1) 山小屋関係者等の山岳トイレ整備に対する国の山岳環境保全対策支援事業制度の算定にあたっては、補助対象経費から県や市町村からの補助分を控除しないこと。また、都市自治体が整備する場合も補助対象とすること。

(2) 国立公園内集団施設地区等の公衆トイレは、国が直轄で整備を進めること。

３２．漂着ごみ等の処理に対する財政措置について

海岸漂着物等地域対策推進事業の補助率は平成２８年度より７／１０に縮減され、対象事業は海洋ごみの回収・処理等で、発生原因である河川等のごみの回収・処理に要する費用については対象外となっているため、平成２９年度以降、補助率を１０／１０に復元するとともに、木曽三川沿岸をはじめ河川等のごみの回収・処理についても財政措置の対象とすること。

３３．地籍調査事業に係る予算確保について

土地の有効活用や土地取引の円滑化、災害時の復旧等に有効な地籍整備の一層の推進を図るため、地籍調査事業に係る地籍調査費負担金及び地籍整備推進調査費補助金に、十分な予算を確保すること。

３４．日米地位協定の見直しについて

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決を図るため、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

第５号議案

教育・文化施策の充実強化について

（東　海）

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境も大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．小中学校３５人学級編成の推進について

きめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編成標準を３５人以下とするとともに、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

２．教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに所要の財政措置を講じること。

特に、少人数学級については、引き続きその推進を図ること。

(2) 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の複雑多様化、広域化に対応するため、社会福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカーの配置を拡充させること。

(3) 小中学校に配置されているスクールカウンセラーの勤務時間数の増加に対する財政措置を講じること。

(4) 大規模校では養護教諭の負担が過大となっているため、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう、配置基準について弾力的な運用を図ること。

３．特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級は１学級８人による学級編制となっているが、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編制標準とすること。併せて、学級数の増加に対応するための必要な財政措置を講じること。

(2) 通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な指導及び支援を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。

(3) 発達に課題を持つ子どもへの早期支援により保育・教育環境における発達支援

体制を充実させるとともに、適正な就学につなげるため、幼稚園、保育園及び認定こども園に、特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制を構築し、併せてこれらに伴う財政措置を講じること。

4．外国人児童生徒の教育支援について

外国人児童生徒が適切な学習や生活の指導が受けられるために、通訳や日本語指導等を行う支援員の拡充にあたり、財政的・人的支援措置を講じること。

5．学校ＩＣＴ化の支援について

(1) ＩＣＴ支援員については、教育の質を向上させるための教員スキルアップを図るうえで強くサポートが望まれることから、学校ＩＣＴ支援員派遣事業に対する事業費補助制度を創設すること。

(2) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理に多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。

(3) 普通教室におけるＩＣＴ活用にあっては、機器整備及び無線ＬＡＮ基盤構築に多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。

(4) ネット上の悪質な書込み（誹謗中傷、個人情報流失等）を早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するための「学校ネットパトロール事業」に対する事業費補助制度を創設すること。

(5) いじめ防止対策推進法等を踏まえた取組みを充実させるため、所要の財政措置を講じること。

6．学校施設の整備推進について

(1) 都市自治体が実情に応じて、教室不足の解消や公立学校施設の老朽化対策等を計画的に推進し延命化を図れるよう、公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金を安定的かつ確実に確保するとともに財政措置の拡充を図ること。

(2) 空調設備や学校トイレの洋式化等学校施設及び学校給食施設の整備に対する学校施設環境改善交付金について、必要な財源を確保するとともに、建築単価の適正化や補助率の嵩上げなど、制度を拡充すること。

(3) 校舎等建物全体の大規模改造に係る学校施設環境改善交付金について、不要な改修を除くことで事業費の削減を図る場合も補助対象となるよう、施工割合に関する採択基準を見直すなど、補助対象要件を緩和すること。

(4) 災害時の避難所となる小中学校における太陽光発電を利用した蓄電設備を整備するため、学校施設環境改善交付金の補助率引き上げ等、財政措置を講じること。

(5) 中学校武道場を新築する際に活用する学校施設環境改善交付金の補助率は、平成２５年度以前と同様に２分の１に引き上げること。

7．放課後児童クラブに係る財政支援について

(1) 対象年齢拡大による利用児童数増加に伴う指導員の確保及び事業内容の向上のため、放課後児童クラブの地域の実情に応じた運営が行えるよう十分な財政措置を講じること。

(2) 放課後児童クラブの１教室ごとに、利用児童数に関係なく支援員を２人以上配置する基準が定められたことを受け、児童数に応じて設定されている補助基準額を実情に即するよう適正に見直すこと。

(3) 放課後児童クラブの実施に係る賃借料について、既に借家にて開設している場合も補助対象とすること。

８．私立幼稚園就園奨励費補助金について

私立幼稚園就園奨励費補助金については、都市自治体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。

９．小中一貫教育や新しい学校づくりの推進に係る人的支援について

学校再編によって生じる諸課題を改善し、小中一貫教育の円滑な導入や地域に信頼される新しい学校づくりを研究推進するため、学校や基礎自治体へ教職員等人的配置を拡充するとともに、財政支援措置を講じること。

１０．飛騨御嶽高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

スポーツ基本計画に基づくナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内外トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高地トレーニングエリアについて、受け入れ体制や選手育成機能を高めるため、ソフト・ハードにわたる総合的な支援を充実すること。